

【社会的養育推進計画】計画の理念・基本方針案**■計画の理念**

社会全体で家庭養育を支援するとともに、社会的養護の充実により子どもの健やかな成長と自立を保障し、置かれた環境に関わらず子どもの最善の利益を守る豊島区の実現

■基本方針

- 地域に密着した児童相談所設置市の強みを生かし、関係機関の緊密な連携による妊娠期からの切れ目のない支援体制を構築し、良好な親子関係の維持と適切な家庭養育をサポートします。
- 社会的養護においては、当事者である子どもの意見や思いを尊重した子どもの権利擁護を第一に、家庭又は家庭的環境での養育を推進しつつ、個々のケアニーズに適った成長と自立を支援します。

■基本方針を実現するための取組

- 1 当事者である子どもの権利擁護
- 2 地域における妊産婦や家庭養育への支援の充実
- 3 代替養育を必要とする子どものパーマネンシー保障に向けた取組
- 4 一時保護児童への支援体制の強化
- 5 里親・ファミリーホームへの委託推進に向けた取組
- 6 社会的養護経験者等への自立支援の推進
- 7 区内における社会的養育の充実のための施設のあり方
- 8 児童相談所の体制強化